

手数料条例改正案説明資料（概要）

1 長期優良住宅とは

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造、設備及び保全計画に対して講じられた優良な住宅のこと。

2 法改正までの履歴

現在までの主な履歴は下表のとおり。本議案は令和4年10月1日施行に係る事項である。

年次	主な施策	区条例関係
H20年	長期優良住宅の普及の促進に関する法律公布	
H21年	・長期優良住宅認定制度開始	手数料条例改正 H21年6月
H27年	改正法公布	
H27年	・住宅性能評価書を活用した審査が可能 ・建築基準法改正に伴う規定整備	手数料条例改正 H27年4月
H28年	・増改築認定制度の拡充	手数料条例改正 H28年4月
R3年5月	改正法公布	
R4年2月	・共同住宅の認定方式の変更 ・住宅性能表示制度との一体運用	手数料条例改正 R4年4月
R4年10月	・既存住宅の認定制度開始	(本議案)

3 長期優良住宅認定制度の実績（平成29年度から令和3年度までの5か年）

年次	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新規認定申請	110件	111件	139件	110件	133件

※長期優良住宅認定制度の実績の合計（H21年度～R3年度）：1,552件

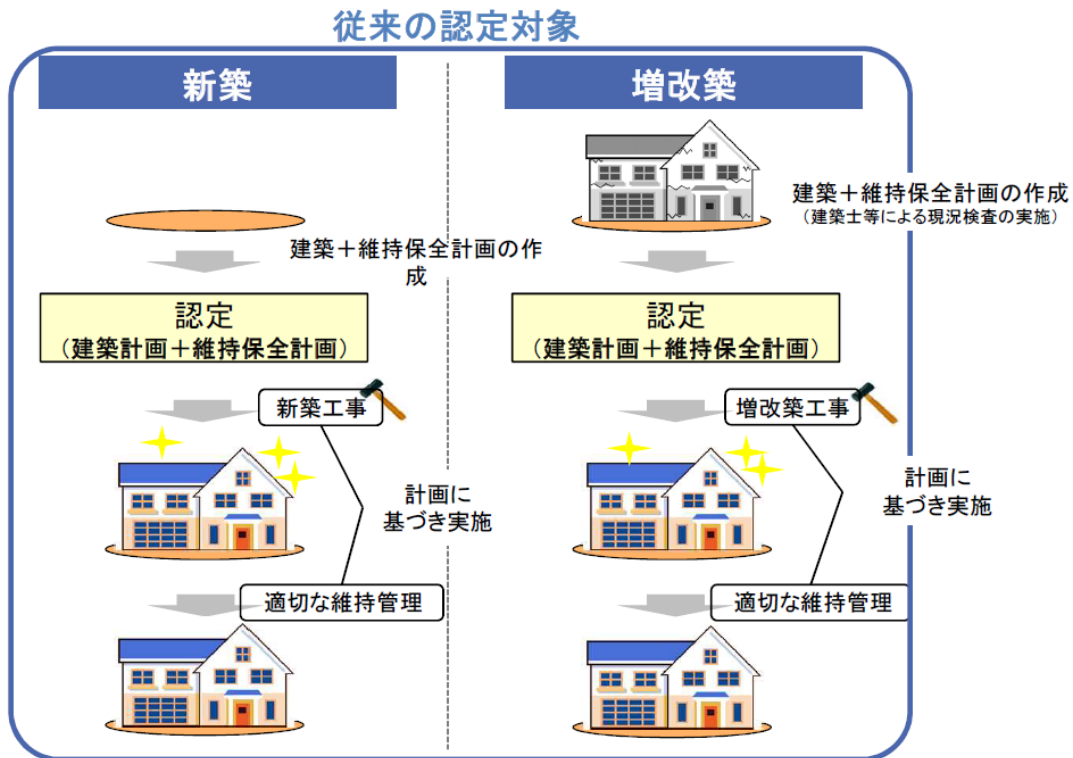
※共同住宅の区分所有住宅認定件数の合計（H21年度～R3年度）：17件

※既存住宅認定件数の合計（H21年度～R3年度）：0件

4 改正内容の概略図

○増改築工事が無い既存住宅の認定の追加

- ・従来、既存住宅は増改築工事を行わない限り、認定を取得することが出来なかった。
- ・今回の改正で、増改築工事を行わなくても認定を取得出来るようになった。



今回追加

